

週休2日制確保工事試行要領（港湾関係工事）

1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、神奈川県県土整備局が発注する港湾関係工事における週休2日制を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 発注方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

3 対象工事

すべての港湾関係工事を本試行の対象とする。ただし、特に緊急を要する災害復旧工事等は、本試行の対象としない。

4 用語の定義

(1) 休日

休日は、「土曜日」、「日曜日」、「祝日」、「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の3日間）」及び「年末年始休暇（12月29日から1月3日までの6日間）」とする。

なお、休日は、「現場閉所単位」での確認を基本とする。ただし、現場の作業特性により「現場閉所単位」が困難な場合、受発注者協議の上、「個人単位」で確認することができるものとする。

(2) 対象期間

「現場着手日以降の最初の土曜日から4週目の金曜日までの4週間」又は、「現場着手日以降の最初の月曜日から4週目の日曜日までの4週間」を1期間目とし、以降同様の期間を工事完成日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までとする（別添資料1）。

なお、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間及び受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(3) 週休2日

週休2日とは、「土曜日から金曜日」又は「月曜日から日曜日」までの1週間のうち、2日以上現場閉所日、又は個人単位とした場合は施工体制台帳に記載された技術者等全員の個人ごとの2日以上休日取得があることをいう。

(4) 完全週休2日

対象期間内の休日をすべて現場閉所日とすることを完全週休2日という。

ただし、受注者の責によらず休日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で休日に代わる現場閉所日を指定することができる。

(5) 4週8休

4週8休とは、対象期間内の各期間（4週間ごと）において、休日の日数分の現場閉所日又は個人単位とした場合は施工体制台帳に記載された技術者等全員の個人ごとの休日の日数分の休日取得があることをいう（別添資料1）。

(6) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始した日をいう。

(7) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了した日をいう。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、機器類の保守点検等

は作業から除くこととする。

なお、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

5 週休2日制工事（発注者指定型）の実施

(1) 週休2日制工事実施の内容

実施に当たって、次のアからエに取り組むこととする。

ア 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

イ 受注者は、1期間（4週間）分の「現場閉所実績報告書」（別紙1-1又は別紙1-2）、もしくは「現場閉所実績報告書【個人単位】」（別紙1-3）を、翌期間の1週目までに監督員に提出する。

ウ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終期間の「現場閉所実績報告書」（別紙1-1又は別紙1-2）、もしくは「現場閉所実績報告書【個人単位】」（別紙1-3）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙2）を作成し、監督員へ提出する。

エ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

<p>週休2日制に取り組む工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者：神奈川県〇〇事務所 受注者： 〇〇建設㈱</p>

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「補足事項」（別添資料2）により経費補正を行うものとし、4週8休以上の現場閉所、又は個人単位とした場合は施工体制台帳に記載された技術者等全員の個人ごとの4週8休以上の休日取得が達成できなかった場合には、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

完全週休2日を達成した場合には、「補足事項」（港湾関係工事）（別添資料2）により工事成績評定に反映する。

なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

6 その他

「現場閉所実績報告書」（別紙1-1又は別紙1-2）、もしくは「現場閉所実績報告書【個人単位】」（別紙1-3）、「現場閉所履行報告書」（別紙2）及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認した上で、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年7月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年7月1日以降に公告する試行工事に適用する。